

厚生常任委員会

平成29年9月19日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○平川 理恵	中川 靖広
中西 和夫	濱 眞理子	奥村 容子
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	面卷 昭男	健康福祉部長	黒崎 益範
健康福祉部次長	加藤 恵三	福祉子ども課長補佐	上埜 幸弘
長寿福祉課長補佐	羽根田久枝	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
長寿福祉課係長	明石 将樹	健康対策課長	北 典子
同 課 長 補 佐	徳田 貴世	生活環境部長	植村 俊彦
国保医療課長補佐	田口 昌孝	環境対策課長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	浦野 歩美

3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 局 長 補 佐	大塚 美季
--------	------	-----------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、中西委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

会議録署名委員に、中川委員、中西委員のお2人を指名いたします。お2人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第29号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村生活環境部長。

生活環境
部長

それでは、付託議案の1番目、議案第29号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

（議案書朗読）

生活環境
部長

このたびの補正につきましては、本年度の後期高齢者支援金等の確定及びそれに伴う療養給付費等負担金、財政調整交付金の補正、また、シ

システム改修に係る補正が主なものでございまして、歳入歳出それぞれ437万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ40億32万9,000円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき、説明申しあげます。

補正予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2款 国庫支出金でございます。

第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費等負担金であります。本年度の前期高齢者交付金概算交付額の確定、本年度に納付すべき後期高齢者支援金、介護納付金等の確定により、療養給付費等負担金168万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第2項 国庫補助金であります。まず、第1目 財政調整交付金では、国庫負担金と同様の理由により10万2,000円の減額補正を、また、第2目 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金では、事業報告システムの改修に係る経費への補助金として32万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第4款 前期高齢者交付金、第1項 前期高齢者交付金、第1目 前期高齢者交付金であります。本年度の概算交付額の確定に伴いまして、2,567万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款 県支出金、第2項 県補助金、第1目 財政調整交付金でございます。国庫負担金と同様の理由により、10万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、9ページでございます。第8款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金でございます。広域連携端末導入等のシステム改修費用に係る事務費繰入金といたしまして、199万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、第10款 諸収入、第2項 雑入、第7目 歳入欠かん補填収入でございます。歳出の前年度繰上充用金の補正に伴う減額及び今回の予算補正から生じた財源を歳入欠かん補填収入で調整するものでござ

ざいまして、2,086万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、10ページでございます。

歳出を説明申しあげます。

まず、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございます。広域連携端末導入等のシステム改修の費用及び事業報告システム改修費用、合わせまして232万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第2款 保険給付費、第1項 療養諸費でございますが、第1目の一般被保険者療養給付費及び第3目の一般被保険者療養費ともに、国庫支出金、前期高齢者交付金、県支出金の補正に伴う財源の振り分けでございます。

次に、11ページの第2項 高額療養費、第1目 一般被保険者高額療養費につきましても、療養諸費と同様の理由により財源振り替えを行うものでございます。

次に、第3款 後期高齢者支援金等、第2項 後期高齢者支援金等、第1目 後期高齢者支援金でございます。本年度の拠出額が確定いたしましたことから、2,565万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、12ページでございます。第6款 介護納付金、第1項 介護納付金、第1目 介護納付金であります。国庫支出金、県支出金の補正に伴います財源振り替えを行うものでございます。

次に、第10款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第3目 国庫支出金等償還金でございますが、療養給付費国庫負担金、特定健康診査等負担金の精算に伴います超過交付分等の返還が生じたことから、2,064万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、第12款 前年度繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金でございます。執行額の確定に伴いまして、167万7,000円の減額補正を行うものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

健康福祉
部長 以上で、議案第29号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての説明といたします。よろしくご審議をいただきまして、何とぞ原案どおり議決賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 濱委員。

濱委員 この議案に対して反対でも何でもないんですけども、こうやって年度をまたがって出たり入ったりの作業が相当なものだと思います。新しいシステムについてのそういった改修であるとか、充実も図られていますけども、町の職員さんの負担っていうのは、どうなんですか。

生活環境
部長 基本的に、国民健康保険は法令に基づいて行っていくものですので、定期的な作業というのが基本ではございます。ただ、今年度のように県単位化に向けた準備等を行う中では、例年に比べますと、やはり職員の負担というのは少なくないというのが現状でございますが、そのあたりは、職員協力してこの状況を乗り切っていきたいというふうに思っているところでございます。

濱委員 新制度になってからの体制としては、どうですか。

生活環境
部長 現在の国や県からの説明の中では、特別会計は残りますし、それから国保税の徴収も残ります。ただ、今まで市町村と国保連が共同でやっていた事業というのを全県下の中でやっというふうにと、全県下が共同でやっというふうの中で、それらの業務がどれだけ少なくなる、少なくなる

っていうか、業務はするんですけれども、斑鳩町の負担が減っていくのかというのは、まだ見えてこない状況です。

また、新たに奈良県全体でやろうという中では、今までできていなかったいろいろな事業、例えば医療費の分析をもっと細かくしていくとか、そういうようなこともやっていきたいというふうに県や我々市町村も思っておりますので、そのあたりで比較しますと、現在と業務量についてはそれほど変わらないのではないかなというふうに思っております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第29号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第30号 平成29年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎健康福祉部長。

健康福祉 部長 それでは、付託議案(2)議案第30号 平成29年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明を申しあげます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

健康福祉
部長

今回の補正の主な内容につきましては、平成28年度の本特別会計の決算額の確定に伴う繰越金及び国、県、社会保険診療報酬支払基金からの負担金、交付金の精算に関するものであり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,046万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ25億4,616万4,000円とするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きください。初めに、歳入予算の補正についてであります。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金では、平成28年度の決算額の確定に伴い、第1目 介護給付費交付金で513万9,000円、第2目 地域支援事業交付金で13万5,000円、それぞれ増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款 繰越金では、平成28年度会計の決算剰余金の確定により、1億519万の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、8ページをごらんください。

歳出予算の補正についてでございます。

第3款 基金積立金では、平成28年度会計の実質的な収支が確定し、1億309万5,000円を介護保険給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

最後に、第5款 諸支出金では、平成28年度の執行額の確定に伴い、第1号被保険者の過年度分の保険料について還付すべき額の見込額が確定したことから81万4,000円の増額補正を、また、平成28年度の介護給付費及び地域支援事業に係る国庫支出金、県支出金の超過交付分を返還するため、その償還金として655万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

(予算総則書朗読)

健康福祉
部長 以上、議案第30号 平成29年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正
予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろし
くご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお
願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可
決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第30号については、当委員会と
して、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第31号 平成29年度斑鳩町後期高齢者医療特別
会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村生活環境部長。

生活環境
部長 それでは、付託議案の3番目、議案第31号 平成29年度斑鳩町後
期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げま
す。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

生活環境
部長

このたびの補正につきましては、平成28年度会計からの繰り越し、また、保険料の還付または広域連合への納付等に関するものでありまして、歳入歳出それぞれ710万2,000円を増額し、歳入歳出それぞれ4億1,760万2,000円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき、説明をいたします。

予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございます。

まず、第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金でございます。平成28年度の決算剰余金の確定によりまして、504万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第6款 諸収入、第2項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金でございます。平成28年度中に払い戻した保険料のうち、広域連合からの保険料還付金につきまして、受入未済金及び還付未済分の還付金205万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、6ページでございます。歳出でございます。

まず、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。繰り越しをいたします保険料を広域連合に納付することから、後期高齢者医療保険料等負担金といたしまして、560万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第3款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金及び還付加算金でございます。平成28年度還付未済に係ります保険料の還付金といたしまして、150万円の増額補正をお願いするものでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思います。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

生活環境
部長 以上で、議案第31号 平成29年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての説明といたします。よろしくご審議をいただきまして、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第31号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長 それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の委員会では、衛生処理場焼却棟跡地に、資源化の推進とごみ分別意識のさらなる向上を図ることを目的に昨年9月に設置をいたしましたごみ分別体験ステーションにつきまして、利用開始後1年が経過をいたしましたので、その状況と、10月より新たに回収品目を3種類増加することといたしましたので、その概要をご説明をさせていただきます。

まず、ごみ分別体験ステーションの利用状況であります。平成28年度におきましては、平成28年9月から平成29年3月末までの7か月間ではありますが、10,193件の持ち込み件数があり、うち分別体験をされた方が3,382件でありました。利用率にいたしますと約33%、1日あたりにいたしますと、持ち込み件数が65件、うち分別体験された方が22件という利用となっております。当初、初年度につきましては、利用率50%、持ち込みされた方の半数がごみ分別体験をされることを目標としておりましたが、衛生処理場に持ち込まれる方の中には可燃ごみだけを持ち込みされる方も多く、また、不燃ごみを持ち込まれた方でも、時間的に余裕のない、お急ぎの方もおられることなどが影響し、目標達成とはいかなかったところであります。

この分別体験ステーションを利用されることでごみを入れてこられた有料の不燃ごみ袋が空っぽになり、袋を持って帰っていただいた方も多くおられ、そういった効果も周知チラシでご紹介をさせていただくとともに、町広報紙でも周知をさせていただいているところであります。

その結果、今年度、平成29年度に入りましてからは、8月末までの利用状況であります。7,351件の持ち込みのうち3,243件の方がごみ分別を体験され、利用率は約44%と、28年度より10ポイント以上上昇をしているところであります。

今後も、利用状況に注視しながら、様々な機会を通じまして周知し、利用を呼びかけていきたいと考えているところであります。

次に、そのごみ分別体験ステーションでの分別数の増加についてであります。資料1におきましてごみ分別体験ステーションでの分別数をお示ししておりますが、一覧表の一番下、36番、文房具、37番、おもちゃ、38番、日用雑貨が、今回新たに分別する品目であります。文房具、おもちゃにつきましては、お子様の成長とともに、まだまだ使える物でも使わなくなり、ごみとして処理した場合、大部分が埋め立て処分される物であります。また、日用雑貨も、粗品やもらい物など、未使用であるのに使われないまま捨てられ、埋め立て処分されている物も多くございます。

本年5月28日に開催をいたしましたゼロ・ウェイストフェスティバルにおきまして、各ご家庭で眠っているまだまだ使える物を回収、展示し、必要な方に持って帰っていただくリユース市を実施いたしましたところ、大きな反響があり、イベント終了後も、陶磁器やガラス製品のよう定期回収や定期的なリユース市の開催はないのかといった問い合わせが多く寄せられていることから、リユース市の定期的な開催も視野に、今回、まだまだ使用できる文房具、おもちゃ、日用雑貨をごみ分別体験ステーションで回収することとしたところであります。なお、回収開始につきましては、来月、10月2日月曜日からとし、住民の方々には、町広報紙、公共施設等への周知ポスターの掲出、町ホームページやごみ分別アプリなどで周知をしていきたいと考えているところであります。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 濱委員。

濱委員 取り組みをふやしていただくというか、充実してくださって、担当の方はご苦労だと思いますけど、大変いいことを進めてくださっていると思います。

新しく文房具とかおもちゃとか日用雑貨品をふやしてくださいましたけど、このニーズは高かったんだと思います。子どもさんが成長していらなくなったっていうような説明ありましたけども、知り合いの中ではね、譲ったりとかいうことがあっても、どうしても処分してしまうっていう方もおいでだったと思いますので、十分に生かしていただきましたら、ほかのところでもね、経費の節減で大変いいと思います。

それから、定期的に検討されているっていう、そういった、皆さんから集めて無料でもらっていただくっていうようなことはね、まだ具体的ではないと思いますけどもね、その辺も力入れていただきたいなと思い

ます。

それから、この分別ステーションにごみを持ち込んだら、体験ということで、自分の持っていったごみを分けて、そこへ、それぞれのところに入れるってということだと思っんですけども、時間がないから持ってきただけってことだったら、職員さんがその後、多分、手をかけてくださっているんだと思っんです。私が自分でごみを出すときにすごく気になりながら出しているのは、不燃物のね、中にすごくたくさんのが、たくさんあります、その種類が。それを出すときに、ある程度この分別、不燃ごみに、今、出しているけれども、ほかのところ分別できる、細分っていうんですか、そういったものっていうんですか、そのために不燃物を出すときから分けるってような取り組みについては、どうなんでしょうか。

環境対策
課長

斑鳩町、ごみステーション、あるいは拠点回収で回収している物は、21種類、20分別となっております。本来ですと、そうやって細かく分けていただきますとそのまま資源化できますのでいいんですけど、あまり住民の皆さん過度の負担をかけないようにという配慮をしておりますので、まずは持ち込まれた方で分別をしていただいて、持ち込みの手段がない、あるいは持ち込む時間がない、ステーションに出される方につきましては、大きな枠組みで分別をしていただいて、最終、コンテナに積む前に職員が手分けして分別をしているという状況でございます。

委員長

ほかにございせんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、３．各課報告事項を議題といたします。

(１)議案第２８号 平成２９年度斑鳩町一般会計補正予算(第３号)について、理事者の報告を求めます。 加藤健康福祉部次長。

健康福祉部次長 それでは、議案第２８号 平成２９年度斑鳩町一般会計補正予算(第３号)について、健康福祉部、生活環境部が所管する内容について、ご説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

補正予算書の７ページをお願いいたします。

初めに、第１４款 国庫支出金、第１項 国庫負担金では、第１目 民生費国庫負担金の第２節 障害福祉費負担金で、障害児福祉サービス給付費が当初見積もりを上回ることから、障害児入所給付費等負担金７２１万３，０００円の増額をお願いするものでございます。

続いて、８ページをお願いいたします。

第２項 国庫補助金では、第１目 総務費国庫補助金の第２節 戸籍住民基本台帳費補助金で、国における女性活躍推進等の取り組みとして、住民票や個人番号カード等に本人の希望により旧姓を併記することとなり、そのシステム改修に必要な経費に対して補助金が交付されることから、住民票等旧姓併記対応システム改修費補助金７３９万９，０００円の増額をお願いするものでございます。

第２目 民生費国庫補助金の第２節 障害福祉費補助金では、障害者総合支援法が改正され、平成３０年４月から障害者の生活と就労に対する支援充実などの制度改正が行われることとなり、そのシステム改修に必要な経費に対し補助金が交付されることから、地域生活支援事業費補助金５４万円の増額をお願いするものでございます。

次に、第１５款 県支出金、第１項 県負担金では、第２目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、第３節 障害福祉費負担金３６０万６，０００円の増額をお願いするものでございます。

以上が、歳入の補正内容でございます。

１０ページをお開きいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費では、第1目 戸籍住民基本台帳費で、歳入で申しあげました住民票や個人番号カード等に旧姓を併記するためのシステム改修業務委託料として、住民基本台帳ネットワークシステムで418万円、コンビニ交付サービスシステムで321万9,000円をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費、第28節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計において、国保制度改正による広域連携端末導入等のシステム改修の財源として199万8,000円の増額をお願いするものでございます。

第5目 医療対策費では、平成28年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い超過交付分を返還することから、43万1,000円の増額をお願いするものでございます。

第7目 障害福祉費では、第13節 委託料で、歳入で申しあげました障害者総合支援法の改正に伴うシステム改修業務委託料108万円の増額、第20節 扶助費で、障害児福祉サービス給付費及び医療型児童発達支援医療費給付費が当初見積もりを上回ることにより、合わせて1,442万6,000円の増額、第23節 償還金利子及び割引料で、平成28年度の自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴い超過交付分を返還することから、1,113万2,000円の増額をお願いするものでございます。

第13目 臨時福祉給付金給付事業費では、平成27年度の臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金等の精算に伴い超過交付分を返還することから、783万7,000円の増額をお願いするものでございます。

次に11ページをお願いいたします。

第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費では、第13節 委託料で、子ども子育て支援法施行令の改正に伴うシステム改修業務委託料62万7,000円の増額、第23節 償還金利子及び割引料で、平成28年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金等の精算に伴い超過交付分を返還することから、474万8,000円の増額をお願いす

るものでございます。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第6目 火葬場費で、町営火葬場の火葬炉化粧扉を閉開するための自動制御装置を更新する必要が生じたため、修繕料280万8,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、議案第28号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について、健康福祉部、生活環境部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 濱委員。

濱委員 住民票の旧姓の併記っていうのを新しく取り入れていくためにという事で、もちろん補助金も出ていますけれども、この政策っていうか、このやり方っていうのがどのようなことで決まってきたのかなっていうことを教えていただきたいのと、それにね、関連して、歳出のところでね、コンビニの交付サービスシステムにこの旧姓を併記するのに対応する改修ということで、また委託料が300万以上あがっているんですけども、住民の皆さんのマイナンバーのカードの始めるに当たっても、相当な投資というか、設備投資、設備を整えてくるっていうのがあって、その上にコンビニの交付サービスの分をまた上乘せをして、今度また、それに追いかけるようにこの旧姓併記っていうことが出てきたからまたシステムを改修しなければならないっていうね。私が何もマイナンバーに賛成しているわけではないんですけども、この旧姓併記っていうのの案っていうのがどういう形で出てきたのか、もっと言えば、マイナンバーの最初的时候にしていれば後でこれだけの分をかけて改修しなくてもよかったんじゃないかっていうふうに思うんです。

そういう意味ではね、この委託料の300万というのなんかは、後で取ってつけて、また足さなければならないっていうか、町としても大変な負担になったんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

委員長 中尾住民課長。

住民課長 まず、どのような過程でということなんですけれども、政府のほうにおきまして、女性活躍加速のための重点方針というのが毎年出されております。この2017年度の重点方針におきまして、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便を感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等の整備が重要であるというふうにされております。その具体的な取り組みの1つとして、希望する人の住民票の写しやマイナンバーカード等への旧姓を併記することが平成30年度以降速やかに可能となるよう、国においては関係法令の改正を行い、全国の市町村においては既存の住民基本台帳システム等について平成29年度中に改修作業に着手するよう指示されたところであります。

こういったことから、今回、補正予算のほうを計上させていただいております。

また、コンビニ交付システムの改修委託料、当初、当町の場合は平成29年2月に運用開始しておりますけれども、国のほうでこの方針が決定したのがコンビニ交付システムがスタートした後ということでございます。また、コンビニ交付システムにおいても住民票の写しというものを発行するわけでございますので、当然、既存のシステムから発行する住民票の写しの様式を変えるということは、コンビニのほうのシステムも変えないといけないということでございますので、今回、二重の経費というふうにおっしゃられますけれども、コンビニ交付の改修の委託料についても必要な経費であるというふうに考えております。

濱委員 説明の、おっしゃったことはわかりますけれども、国がマイナンバー制度を導入するっていうときに、国の中でも縦割りなのかどうかわかりませんが、マイナンバーっていう個人の情報が全部入っているっていうので、そのうちに女性っていったらざっと半分の方で、そのう

ちに希望者ということですが、旧姓と、婚姻なんかによって姓が変わった方というのは相当の数が、割合としてあると思うんです。それを、マイナンバーの導入のときに一緒にせずに、後になっておかしいですが、ずれてするということが、こういった不手際ですね、それで結果的にはさらに改修をしなければならないということが起こっているんだと思うんです。それはね、町の責任でも何もないですが、大きな国の方針としては、やはり合理的ではないなというふうに感じます。

別の機会にも申しあげましたように、まだ他の市町村ではコンビニの交付サービスっていうのを導入されていないところもたくさんありますし、どんどんと始めているところもあるのも確かですが、斑鳩町が、早い目というか、早くからコンビニの交付サービスっていうのを導入されたっていうことがこの時間差で改修をしなければならないということにつながったのではないかなって思いますけども、いかがですか。

住民課長 国のほうでどのような、マイナンバーのときに一緒に議論したらということもあったかとは思いますが、選択的夫婦別姓制度なんかも国のほうではいろいろと検討されております。そういったことから、選択できる夫婦別姓制度については国全体としてもっと審議をしていかないといけないということで、まずは住民票に旧姓は併記するという方針をとられたというふうに私は認識しております。あと、コンビニ交付の改修、当町、この近隣と先駆けて、早くさせてはいただいておりますけれども、県内でももう今年度、11市町村、既に導入されておりますし、こちらのコンビニ交付の改修システムについても、国のほうで補助対象ということになっておりますので、ご理解いただければと思います。

委員長 簡潔にお願いします。 濱委員、どうぞ。

濱委員 何か私のほうで勘違いがあったというようなことなので、また後ほど教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 平川委員。

平川委員 障害児に関する予算、補正がふえているんですけども、これは何か、どういう背景なんでしょうか。例えば利用できるそういうサービスがふえたとか、施設ができたとか、そういう関係で給付がふえているんですか。

委員長 加藤健康福祉部次長。

健康福祉部次長 今回、障害児の福祉サービスの給付金のほうの増額の補正についてでございます。この関係につきましては、2点ございます。

まず、1点目といたしましては、この給付サービスの中の放課後等デイサービスっていうのがございます。いわゆる学童保育的なものでございますけれども、そちらのほう当初見込みをしていたことよりも上回ったと。具体的には、おおむね29人程度という利用者を見込んでおりましたけれども、こちらのほうが44名利用されているというところで補正をさせていただいていると。

あともう1点が、医療型児童発達支援医療給付費ということで、これまで利用のなかったサービスなんですけれども、こちらについてお1人の利用があったことによりまして、今回、増額補正のほうをさせていただいております。

平川委員 入所給付費等もふえているっていうのは、これはどういうことですか。7ページの障害児入所給付費等負担金ですけど。

健康福祉部次長 7ページのこの関係につきましては、国庫負担金の関係でございます。それで、今申しあげましたサービスの歳出がふえておりますので、

そのうちの2分の1が、今回、こういった形で国庫の関係で負担金がお
りてくると。その名称が障害児入所給付費等負担金という名称になっ
ておりますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員 10ページの13目の平成27年度臨時福祉給付金ですけれども、こ
れは給付金を受けられる対象者の方がどれぐらいいらして、どれぐら
いの比率でこの給付金申請されて、受けられたんでしょうか。

健康福祉
部次長 今回のこの減額償還金のございます。こちらにつきましては、
臨時給付金の事務費に係る分と給付金に係る分がございます。その関係
についてでございますけれども、支給決定をさせていただいている方
につきましては2,344人ございます。それで、見込んでいたの
が2,500人ございますので、156人の方のいわゆる分の償還を
させていただくと。それとあわせて事務費の関係につきましても償還を
させていただきまして、合計額がこちらに書いております78万3,7
00円ということになることございます。

奥村委員 この申請をされなかったのか、この156人ですけれども、担当課と
してはこれを、どういうように、受けられなかったというように感じて。

健康福祉
部次長 あくまでもその2,500人というのは当初の見積もりでございま
す。その中では、非課税世帯という要件がありまして、実際には他団体
での扶養になられているとかということで、実態としては2,500人
おられなかったということござ理解賜りたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、（２）斑鳩町子育て世代包括支援センター事業実施要綱について、理事者の報告を求めます。 北健康対策課長。

健康対策
課長 それでは、斑鳩町子育て世代包括支援センター事業実施要綱につきまして、資料２をお開きいただきたいと思います。

 主な内容につきましては、末尾の要旨をもってご説明させていただきます。

 この要綱は、母子保健法が改正され、市町村は、必要に応じ、子育て世代包括支援センター事業の実施に努めるものとされたことに伴いまして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、斑鳩町子育て世代包括支援センター事業の実施について必要な事項を定めるものでございます。

 ２条関係の実施主体につきましては、斑鳩町といたします。

 次に、３条関係、職員の配置であります。第１項におきまして、事業は保健センターにおいて実施するとし、２項では、事業の実施に際しては母子保健コーディネーターを１名以上置くものと規定しております。３項では、コーディネーターは、母子保健事業に関する専門的知識を有する保健師、助産師、看護師またはソーシャルワーカーと規定しております。

 次に、４条関係、対象者では、妊産婦並びに乳幼児及びその保護者としております。

 次に、第５条関係では、事業内容でございますが、妊娠期から子育て期を通じて妊産婦等の母子保健や子育てに関する支援に必要となる実情の把握に関する事、また、妊産婦等からの各種相談、情報提供及び保健指導に関する事、次に、支援が必要な妊産婦等への支援プラン作成に関する事、次に、保健医療や福祉等の関係機関との連絡調整に関する事、また、前各号に掲げるもののほか事業の目的を達するために町長が必要と認めることと規定しております。

 施行期日でございますが、平成２９年１０月１日から施行するものと

しております。

以上で、斑鳩町子育て世代包括支援センター事業実施要綱の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 平川委員。

平川委員 支援が必要な妊産婦等への支援プランの作成というのは、具体的にどういう人を対象にされるのかということと、年間何件ぐらいを予定されるのか、お伺いできますでしょうか。

健康対策課長 まず、支援に必要な、年間の状況でございますが、現在、昨年度等に関しまして、こういった妊娠期から継続して子育て支援ということでお母さん方の状況を見ていますと、約、妊娠届された3割の方、昨年度でしたら70人、大体60人から70人ぐらいの方というのがあがってくるかと考えております。

支援プランなんですけれども、各妊婦さんですとか、そういった方々に対して、妊娠中から産後、そして育児期にかけまして、お母さん方と一緒に育児をしていくという状況に関しまして、自分でどういうことができるのか、また、こちらの、行政側としての支援がどういうものがあるのかというふうなことを、お母さんとともに考えながら支援のほう作成していきたいと考えております。

平川委員 支援プランを作成する対象の人って、例えば多子世帯だったりとか、ひとり親だったり、どういう方を対象に作成されるのかお伺いします。

健康対策課長 まず、妊娠届に来ていただいたお母さん方に対しまして、若年ですとか、または未婚、また精神疾患のあるような方とかがというふうな方を対象に、そういった方をハイリスク妊婦というふうな形で、こちらのほうで一緒にかかわっていきたいと考えております。

委員長 中川委員。

中川委員 対象者、今言われた、疾患があるとか、若年層とか、未婚の方以外で、私は不安やっというて相談に来られたら、そういう方も対象になるのか、ならないのか、教えてください。

健康対策
課長 まずは、お母さんの不安というふうなものの中から、継続してやはり見ていかないといけないというふうなことからなると、そういった方も対象にあがってくる形にはなっていないと思います。

委員長 私のほうから1点。子育て期にわたる切れ目のない支援ということで、養育支援とか、今、全国的にはやっていると思うんです。これがこちらのほうでされるのかどうかわからないんですけども、この子育て世代の包括的な支援というの中でですわね、先進地な取り組み、日本で進んでいるのは明石市なんですけれども、そういう件に関してはこのときに考えられたのか、検討されたのか、養育支援について、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

離婚後の問題ですよね。という取り組みを、今、全国的に。どうしても離婚後片親になる、女性が引き取られる、そして養育費をもらっていない家庭が協議離婚、日本のほうはするということですので、取り決めにしないという観点でいくと、子育て期にわたる包括的な取り組み、支援、地域の支援として、ちょっと今、ついでに聞かせていただいたんですけど、そういうのを必要と思う方が、今、中川委員に関連して、必要という支援を相談をされにいったら、斑鳩町としてはどうされますかね。

健康対策
課長 そういったお母さんの不安というふうな部分の中で、お聞かせいただく中で、関係機関と連携をとりながら、まずはそういった情報というのがお母さんから聞いた場合、関係機関と調整しながら、お母さんの不

安を少しずつ軽減していきたいというふうに考えております。

委員長

ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。 伴議長。

議 長

ちよっとこれ、もう10月1日からというような形になっているという事は、これ、1名以上と。今、スタートは1名の方でスタートされる。それでも1名の方であれば、これ、いろいろ資格ありますわね。どういう資格の方でスタートされるか、教えていただけますか。

健康対策
課長

本年度新たに助産師のほうを採用しておりまして、その職員をこのセンターのほうに配置していきたいというふうに考えております。

議 長

これ、1名の方です、助産師で。これは予約制っていうか、突然行ってもいけるのか、それとも予約は1名だけですわな、その場合はどんな感じになりますねやろ。

健康対策
課長

突然お母さんが来られる場合もございますので、そういった方が、助産師のほうで相談等が入ってございましたら、保健センターの保健師のほうとかも連携しながら取り組んでいきたいというふうにも考えております。

委員長

ほかにごございませんか。

(な し)

委員長

それでは次に、(3)平成30年度保育所保育料について、理事者の報告を求めます。 加藤健康福祉部次長。

健康福祉

それでは、各課報告事項の(3)平成30年度保育所保育料について、

部次長

ご報告をさせていただきます。

本町の保育所保育料につきましては、平成20年度に国の保育所徴収金基準額の85パーセントに設定し、以後、据え置きをしてきたところでございますが、国において、保育標準時間・保育短時間別に保育料の基準である公定価格及び利用者負担基準額が示され、その示された徴収基準額では若干の増額となっておりますが、平成30年度の保育所保育料につきましては本年度と同額に据え置くこととし、町の独自制度でございます保育料区分の細分化、8階層から11階層、同時在園の3歳未満児第2子の保育料につて、国基準である2分の1から4分の1への軽減は継続し、引き続き保護者の経済的な負担の軽減を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、平成30年度保育所保育料についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 濱委員。

濱委員

30年度も据え置きでということは大変うれしいことだと思うんですけども、ちなみにその国の基準によって計算というか、やり直したら、どのぐらいの分になるんですか。

健康福祉

部次長

今回の基準の見直しで申しあげますと、約82万円の減収でございます。それとあと、そもそも100%の基準額と比較をいたしますと、約2,580万円の減収というふうになります。

濱委員

すみません、大きな数字でなくて、いろいろ段階があるから言えないんですけども、個人の負担ということは、どうなんですか。

委員長

細かい1人1人の数字ですか。

濱委員 国の85%でやってきたけれども、町では独自のあれで今までずっときましたでしょう。新しい国の基準が出たのですが、30年度も据え置きでいきますということですね。もし据え置きでなかったら、国の基準で計算をすれば上がる予定だったんですか。そのところ、教えてください。

健康福祉部次長 今回の改正だけで申しあげますと、いろいろ階層区分というのがございますけれども、そのうちの第5階層から上の方については基準額の見直しで、国の基準については上がっております。しかしながら、町の保育料につきましては、その引き上げは行わずに据え置きとさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

委員長 平川委員。

平川委員 細分化されるっていうことは、今まで8段階に分かれていたのが11になるというようなことで、そうなると、変わるのは大体年収いくらぐらいのところっていうのは。

健康福祉部次長 今、申しあげられている8階層から11階層につきましては、国の基準が、まず8階層に決められているということをご理解いただいて、町のほうといたしましては、途中で大きく変わる部分がございますので、そこを激変緩和するための区分を設けて11階層にさせていただいているということ、まずご理解をいただきたいと思います。

それと、基準額で申しあげますと、一番上の階層につきましては、所得というのではなしに市町村民税の課税額で判断をさせていただいています。一番上の階層については、39万7,000円以上の方がそれに該当します。あとそれぞれ、区分に応じて、所得割区分に応じて階層を11階層にさせていただいたということでご理解賜りたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(4)病児保育の状況について、理事者の報告を求めます。 加藤健康福祉部次長。

健康福祉
部長 それでは、各課報告事項の(4)王寺周辺広域市町村圏における病児保育の状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

病児保育については、これまで、町村会を通じ、奈良県に対し広域的な医療機関等による病児保育の実施について要望を行ってきたところでございますが、本年4月、西和7町の担当者及び奈良県の担当者において、病児保育の実施について協議を始めたところでございます。5月には、別案件で開催をされました西和7町の町長及び西和医療センター、奈良県立病院機構、奈良県医療政策部との意見交換会の際、小城町長を初め7町の町長から、西和医療センターでの病児保育の実施について、改めてご要望をさせていただいたところでございます。このことから、現在、奈良県及び西和医療センターにおいて、病児保育の実施に係る課題整理等の内部調整を行っていただいているところでございます。

今後、進捗等がございましたら改めて報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

委員長 ご意見はありますか。 平川委員。

平川委員 5月の要望っていうのは、具体的に何か、どういう要望をしていただいたんですか。

健康福祉
部次長 ご説明でも申しあげましたとおり、西和医療センターでの病児保育の実施について、ご要望をさせていただいております。

平川委員 そのことについての一定の方針っていうのはいつごろ出るとか、そういう感触っていうのはあるんでしょうか。

健康福祉部次長 今現在、奈良県と西和医療センターのほうで調整をいただいておりますので、具体的な日程等については、今現在、わかっておりません。

委員長 ほかにございませんか。大丈夫ですか。

(な し)

委員長 それでは次に、(5) 王寺周辺広域市町村圏を対象とした法人後見について、理事者の報告を求めます。 黒崎健康福祉部長。

健康福祉部長 それでは、3. 各課報告事項、(5) 王寺周辺広域市町村圏における法人後見について、ご説明を申し上げます。

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方のために、不動産や預貯金などの財産を管理したり、施設に入所などの各種契約を結ぶほか、悪徳商法などから本人を保護し、支援することで、権利や財産を守るための制度でございます。高齢化や単身世帯の増加を背景に、社会的な孤立や権利侵害の事例がふえる中、成年後見制度は、権利擁護支援の最も有効な支援方法として、年々利用者が増加している状況であります。

このような中、西和7町におきましては、成年後見制度創設に向け、平成28年度から西和7町において協議を重ねてまいりましたが、このたび一定の方向性がまとまりましたので、報告をさせていただきたいと存じます。

成年後見制度は、地域や社会全体で取り組んでいくべき西和7町共通の課題として、西和7町の住民誰もが身近な地域で成年後見制度を有効に活用できるようにするため、法人後見とし、現在、西和7町が障害者相談支援事業を委託しております生活支援センターななつぼし、社会福

社法人ちひろば会に新たにNPO法人として権利擁護支援センターを設立し、今までの身体障害者、知的障害者の一般相談業務に加え、成年後見制度に関する事業を実施しようとするものでございます。平成30年4月1日設立に向け、現在、組織及び運営等について調整を進めているところでございます。今後、進捗等がございましたら、改めて報告を差しあげたいと存じますので、よろしくお願いを申しあげます。

以上、王寺周辺広域市町村圏における法人後見についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 奥村委員。

奥村委員 この西和7町で取り組んでいくってことですけれども、斑鳩町として、この取り組みの中で、中心的に入っていかれる、そういう担当者ってというのはどういう方、入っていかれるんでしょうか。

健康福祉
部長 平成28年度から、各部課長によります、広域7町によります検討会議を延べ4回開催いたしております。それで、一定の方向性といたしまして、法人後見という形をとらせていただいて、今後、費用面とか、そういった各町のですね、案分とか組織等について協議を進めていきたいというふうに考えておりますが、個々の障害の担当とか、高齢の担当も入って細かい詰めのほうは行っていきたいというふうに考えております。

委員長 平川委員。

平川委員 NPOみたいなものを設立して、実際やっていかれるのかなとは思いますが、各7町の役所の中のどなたかが理事に入るような形の組織づくりをされていくのかどうなのかってことと、ある程度その費用負担が、どの程度を考えていらっしゃるのかってところと、あ

と、利用の見込みが大体年間何件ぐらいを想定されているのか、もしある程度試算ができるのであればそのあたりのと、あと、今回、障害者のその相談支援の事業所を母体についていうことですがけれども、今後、高齢者の認知症の方々の利用もふえてくると思うんですがけれども、そのあたりとの連携をどういうふうに考えておられるのか、ちょっといっぱいですが、お願いします。

健康福祉
部長

初めに、NPOの法人の関係でございますが、法人設立のためには、役員としてですね、3人以上の理事と、そして監事、そして社員10人以上が必要ということになってきます。その組織につきましては、今現在、役員のほうとしましては、弁護士さんとか司法書士さんのほうで検討をいたしております。そして、社員のほうなんですけれども、広域7町の社会福祉団体とかですね、社協とかを中心とした、それぞれ最低1名ずつを出しまして10人以上を組織して行って運営していくというふうな方向で考えております。

続いて、費用の点なんですけれども、先ほどもご説明のほうで申しあげたんですけれども、今までの生活支援センターのところに加えてこの業務をのせていくということで、今のところ、相談員につきましては弁護士さん等を考えておるんですけれども、その相談員が、有償の相談員が1名であれば、今のところは大体年間、広域7町で、130万円程度ふえるやろうということで検討をいたしております。

それと、実績でございますが、斑鳩町の場合、昨年、町長からの審判の申し出、家庭裁判所に対しての審判の申し出は、1件ございました。多いところでは、1件、2件というふうに聞いておるんですけれども、ないところもあったということでは、高齢の関係ではそのような状況でございました。

高齢と障害のかかわりなんですけれども、今現在、障害者と高齢者のほうと一緒にこのNPO法人のほうで取り扱う、相談業務のほうと一緒にしていこうということで進めております。以上です。

平川委員 利用の見込みはどうなんでしょうかっていうことと、あと、町長がか
わって審判するっていうのは、要はほかに申し立てする人がいない人
対しての保証人制度だと思うんですけど、成年後見自体はそうじゃなく
って、既に家族とかいろいろな方で申し立てされている方がいらっしや
るかもしれない状況だと思うんですけども、要は法人でそれを受ける
っていうことであれば、今までの町長がかわって申し立てるっていうの
より、もう少し実際利用される方々っていうのは多いと思うんですけれ
ども、そのあたりの、なかなか実態把握って難しいと思うんですけど、
ある程度、もし想定が、試算ができているのであれば、お伺いできま
すか。

健康福祉
部長 今回、7町のほうで考えておりますのは、あくまで法定の後見の制度
でございまして、例えば判断能力、本人の判断能力のあるときから行わ
れる、公証人役場のほうに公正証書をつくっておくという任意のについ
ては、ちょっと把握できていないような状況でございまして、今、本人
の判断能力が不十分で、そして、申し立てる方についてもいろいろ、4
親等以内とかいろいろとあるんですけども、そういった方がない場合の
町長申し立ての制度がございまして、そういった案件について、町の
ほうで把握をいたしておりますので、例えば高齢関係については、昨年
1件あったということでご報告を申しあげました。それにつきまして
は、各広域7町については、1件、2件とか、ないところもありました
というふうな状況の確認はいたしております。

今後につきましては、減少してくるということはまず考えられません
ので、ふえてくるということをもって、この制度、広域7町協力してや
っていこうということで、今現在進めているものでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、（６）「あいサポート団体」認定制度への登録申請について、理事者の報告を求めます。 加藤健康福祉部次長。

健康福祉部次長 それでは、各課報告事項の（６）「あいサポート団体」認定制度への登録申請について、ご報告をさせていただきます。

斑鳩町におきましては、これまでににおきましても、役場本庁舎を初め公共施設の窓口対応等では、障害のある方に対し、親切、丁寧な対応に心掛け、障害のある方にやさしいまちづくりに努めてまいりました。

本年度におきましては、職員研修といたしまして、奈良県がまほろばあいサポート運動として推進している、多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、ちょっとした手助けを行うサポーター、あいサポーターと言いますが、その研修を実施し、まほろばあいサポート運動の実践に取り組んでいるところでございます。

今後も引き続きあいサポーター研修を実施し、あいサポーターを一人でも多くふやし、障害のある方にやさしいまちづくりの推進を図るため、奈良県の独自制度でございますあいサポート団体認定制度への登録申請をすることとしましたので、ご報告をさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 濱委員。

濱委員 団体認定制度、登録ということですが、この団体っていうのについて、少し教えてください。 どういうような形で。

健康福祉部次長 今現在、私ども考えておりますのは、斑鳩町役場として登録を考えさせていただきます。 しております。

委員長 平川委員。

平川委員 既に申請されたんですか、それともこれからするということなんですか。
ようか。

それと、あと、職員の、例えば何割研修受けなきゃいけないとか、そういう規定ってあるんですか。

健康福祉
部次長 まず、申請につきましては、現在、申請をさせていただいているところ
でございます。

それと、この基準でございますけれども、大まかな基準といたしましては、この県が実施しておりますあいサポーター研修等について取り組みをしている団体という規定で、あと、細かい規定については、ございません。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。
面卷総務部長。

総務部長 それでは、私のほうから、先週9月12日朝の大雨に係ります対策等
につきまして、ご報告申し上げます。

初めに、この大雨に関する本町における雨量についてであります。降り
始めからの雨量は66ミリに達し、1時間の最大雨量は41ミリでござ
いました。

次に、この大雨による本町における被害の状況についてでございます。
人的被害はございませんでしたが、興留7丁目地内の住宅におきま
して、床上浸水・床下浸水それぞれ3件、また、龍田西4丁目地内の住
宅におきまして床上浸水1件の被害が生じたところでございます。これ
ら被害に対する対応といたしましては、住民の方からの要請に基づき、

くみ取りの手配、消毒用の石灰の配布など、迅速な対応を行ったところ
でございます。

以上、9月12日朝の大雨に係る対応につきましてのご報告とさせて
いただきます。

委員長 ただいまの報告に対し、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。
 ごさいませんか。

(な し)

委員長 ほかに理事者側から報告されることはございせんか。

(な し)

委員長 それでは次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれ
ば、お受けをいたします。 濱委員。

濱委員 決算の委員会でも、それから議会の中でも、何度もお聞かせいただい
ているんですけども、町長にどちらかっていうのをはっきりとお答えい
ただきたいことがございます。それは、大きな問題となっていますシル
バー人材センターの件でございます。

 シルバー人材センターの契約の形であったりとか、補助金のことであ
ったりとか、いろいろなことはお話をしていただいておりますけれども、
もうはっきりと今の契約金額、実際にお受け取りになる方々の賃金に当
たる換算した金額が最低賃金を割っているということについて、これ
を、最低賃金が変わったときにあわせてするだけでなく、そのときの最
低賃金を上回るような契約をするようにっていう方向については、お考
えはどうでしょうか。する気があるのか、ないのかでお願いします。

委員長 小城町長。

町 長 この関係は、もう毎回ですね、シルバー人材と我々役場と相談をしながらですね、進めておるわけでございまして、ただ、議会の懇談会の中でそういうお話があるということは、それは事実ですけども、やっぱり我々としては、シルバー人材の関係等については、いろいろな面で努力をしながら、やっぱりああいう、ワークプラザということでああいう施設も町が国と補助しながら建設をしておりますし、そういうことを踏まえて、今後ともやっぱりそういうことについては、事務局と相談をしながらですね、考えていきたいと思っております。

濱委員 事務局と相談しながらということですけども、これまでも相談しながら見積額の見積書を出しているということですけど、そのことは同じように続けていかれるということでしょうか。

町 長 そのとおりしていくというよりも、結局、事務局で話をして、最終的に結果が出ているわけですから。何もその事務局はこういう見積もり出したけども町から削られたとか、削られないとか、そういうことについてはやっぱり事務局同士でやっぱり話があって、来年度予算ですから、もう12月には大体そういうものをくくっていくということでございますからですね、やっぱり十分そういう点については話し合いしながら、やっぱりやっていきたいと思っております。

濱委員 同じことの繰り返しのご回答ですけども、予算に反映をさせていくつもりがあるのかどうかっていうところでは、どうですか。

町 長 予算に反映する、しないは、やっぱりこれはもう当然、事務局と懇談をしてやっていかなかったら。反映するっていうのは、何を反映するのか。当然やっぱりそういう費用は必ず町が組み立てていきますから。そういう点については、こういう、町としてもできるだけ努力はしていきたいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会の報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会に当たり、町長のご挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

(午前10時23分 閉会)